

平成27年10月13日

株 主 各 位

横浜市港北区綱島東五丁目 8 番 8 号

株式会社 山王

代表取締役社長 甲 山 文 成

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年10月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年10月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市港北区新横浜三丁目18番 1 号
新横浜国際ホテル南館 2 階「クリスティ」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第57期（平成26年 8 月 1 日から平成27年 7 月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（平成26年 8 月 1 日から平成27年 7 月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 第 1 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6 名選任の件 |
| 第 3 号議案 | 監査等委員である取締役 3 名選任の件 |
| 第 4 号議案 | 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件 |
| 第 5 号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第 6 号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sanno.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sanno.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

(提供書面)

事業報告

(平成26年8月1日から
平成27年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済におきましては、欧州経済は長期化する緊縮財政の影響から雇用情勢は改善せず到低迷が続いており、新興国経済も成長を牽引してきた中国経済の減速懸念を受けて不透明感が高まっております。

一方、米国経済は好調な雇用情勢などを背景に景気回復基調が見られ、全体としては、緩やかな成長が見込まれる状況にあるものの、中国株式市場の混乱等金融市場の急変による実体経済への影響が懸念される状況にありました。

わが国経済におきましては、輸出産業を中心として好調な企業業績を背景に賃上げが実施されており、所得増加により個人消費が増加したことや多くの企業で積極的な設備投資が計画されていることなどを受け、民需主導の緩やかな回復基調にありました。

当社グループが属する電子工業界におきましては、スマートフォン、タブレット型端末等のIT機器市場を中心に、部品需要は引き続き力強く推移していたものの、製品価格は下落傾向にあり、薄型テレビやパソコン等のデジタル家電は需要低迷により、総じて厳しい事業環境になりました。

このような状況のもとで当社グループは、厳しさを増す顧客の単価引き下げ要求に対して、工程改善等の原価改善活動を進めるとともに、好調な部品需要に対応すべく、積極的な受注活動を行いました。が、価格下落等の市場環境悪化を補うには至りませんでした。

この結果、当連結会計年度の業績は売上高は7,524百万円（前期比2.6%増）となりました。また営業損失は455百万円（前期は営業利益36百万円）、経常損失は415百万円（前期は経常利益42百万円）、当期純損失は中国セグメントにおける減損損失の計上などにより、1,452百万円（前期は当期純利益29百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は276百万円であります。主なものとして、精密プレス加工に134百万円（山王電子（無錫）有限公司）、表面処理加工工程に82百万円（山王電子（無錫）有限公司で25百万円、Sanno Philippines Manufacturing Corporationで57百万円）投資いたしました。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特筆すべき資金調達はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第54期 (平成24年7月期)	第55期 (平成25年7月期)	第56期 (平成26年7月期)	第57期(当連結会計年度) (平成27年7月期)
売 上 高 (千円)	7,821,852	6,999,808	7,334,511	7,524,045
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	338,740	△492,911	42,079	△415,008
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	601,717	△648,259	29,955	△1,452,279
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	124.86	△137.39	6.49	△314.62
総 資 産 額 (千円)	10,187,537	10,208,841	10,289,609	9,814,953
純 資 産 額 (千円)	6,323,003	6,386,317	6,553,212	5,845,269
1株当たり純資産額 (円)	1,312.11	1,383.53	1,419.69	1,266.32

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第54期 (平成24年7月期)	第55期 (平成25年7月期)	第56期 (平成26年7月期)	第57期(当事業年度) (平成27年7月期)
売 上 高 (千円)	5,369,643	4,155,886	4,411,139	4,325,314
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	397,132	△162,322	170,697	△227,722
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	665,876	△213,660	186,739	△1,319,000
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	138.18	△45.28	40.46	△285.75
総 資 産 額 (千円)	10,516,932	10,230,162	10,316,190	9,256,633
純 資 産 額 (千円)	7,038,523	6,753,816	7,034,379	5,846,231
1株当たり純資産額 (円)	1,460.59	1,463.15	1,523.93	1,266.53

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 (議 決 権) 比 率	主 要 な 事 業 内 容
Sanno Philippines Manufacturing Corporation	18,560千米ドル	99.9%	電子機構部品（コネクタ、 スイッチ、I C ソケット 等）の貴金属表面処理加工
山王電子（無錫）有限公司	17,000千米ドル	100.0%	電子機構部品（コネクタ、 スイッチ、I C ソケット 等）の貴金属表面処理加工 及び精密プレス加工

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する電子工業界におきましては、スマートフォン、タブレット型端末等のIT機器市場を中心に、部品需要は引き続き力強く推移していたものの、薄型テレビやパソコン等のデジタル家電の需要低迷に加え、得意先からの単価引き下げ要請は厳しさを増しており、総じて厳しい受注環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては前期に引き続き、

- ・成長軌道への回帰
- ・収益力の強化

を重点課題として掲げて、以下の施策を推し進めてまいります。

① 品質改善による顧客満足度の向上

電子機器の小型化等とともに部品形状も変わり、加工の難易度も増しており、各生産拠点において、新たな設備の導入や工程の改善、管理の徹底を行っております。更に安定した品質を確保すべく徹底的な品質改善を行うことにより、顧客満足度を向上させ受注機会の拡大と、製造コストの改善を図ってまいります。

② 生産性向上及び新技術の導入による収益力向上

製品構成と設備稼働の検討や効率的な人員配置など、生産性の更なる向上及び経費削減を推し進めることで低価格化への対応を図り、既存事業における収益体質への転換を進めてまいります。また、新たな販売チャ

ネルの開拓による顧客拡大を進めるとともに、他社が追従できない新技術の導入により差別化を図り、価格競争を回避して収益力の向上を図ってまいります。

③ 新規事業の創出と推進

前期に引き続き国立研究開発法人 産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所による「被災地企業のシーズ支援プログラム」に採択され、当社の培ってきた技術の応用による「水素透過膜」及び「銀めっきアクリル粒子」の新規事業の研究開発を進めております。市場の評価を頂き早期事業化を図るために、機動的に推進してまいります。

④ コーポレートガバナンスの充実

コーポレートガバナンスの充実は企業の成長に欠かせない重要課題として捉えており、当社は今般の会社法改正により創設された監査等委員会設置会社に移行することを決定し、第57回定時株主総会に監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更議案及び社外取締役候補者を含む監査等委員である取締役選任議案を上程いたします。

監査等委員会設置会社とは、業務執行者に対する監査機能の強化を目的として、取締役3人以上で構成され、社外取締役がその過半数を占める監査等委員会を設置し、その監査等委員会が取締役の監査・監督を行います。

また、監査等委員会は業務執行者を含む取締役の指名及び報酬について株主総会における意見陳述権を有しており、取締役会の監査・監督機能の強化が図られるものと考えております。

今後も引き続き、経営の公正性・透明性・迅速性を確保し、より実効性の高いコーポレートガバナンスの確立に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年7月31日現在）

当社グループは、電子機構部品（コネクタ、スイッチ、ＩＣソケット等）の貴金属表面処理加工及び精密プレス加工を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年 7 月31日現在）

① 当社の主要な事業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	神 奈 川 県 横 浜 市
東 北 工 場	福 島 県 郡 山 市
鈴 川 工 場	神 奈 川 県 伊 勢 原 市
秦 野 工 場	神 奈 川 県 秦 野 市

② 子会社の事業所

名 称	所 在 地
Sanno Philippines Manufacturing Corporation	フィリピン共和国 カビテ州
山王電子(無錫)有限公司	中華人民共和国 江蘇省

(7) 使用人の状況（平成27年 7 月31日現在）

① 企業集団の使用人数

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
481 (157) 名	+15 (+20) 名

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人数

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
255 (12) 名	+20 (△14) 名	40.1歳	12.2年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年 7 月31日現在）

借 入 先	借 入 額（百万円）
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,458
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	618
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	238

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項（平成27年7月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 17,600,000株
- ② 発行済株式の総数 5,000,000株
(自己株式数384,050株を含む。)
- ③ 株 主 数 2,170名
- ④ 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数（株）	持 株 比 率（％）
荒 卷 芳 幸	894,480	19.38
有 限 会 社 山 旺 商 事	528,000	11.44
山 王 貴 金 属 株 式 会 社	209,700	4.54
株 式 会 社 り そ な 銀 行	192,000	4.16
荒 卷 拓 也	153,000	3.31
荒 卷 喜 代 子	124,140	2.69
株 式 会 社 S B I 証 券	115,300	2.50
山 王 従 業 員 持 株 会	107,460	2.33
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	105,500	2.29
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	100,000	2.17

- (注) 1. 当社は自己株式384,050株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項（平成27年 7月31日現在）

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	甲 山 文 成	I R ・ 事 業 開 発 担 当
専 務 取 締 役	鈴 木 啓 治	管 理 本 部 長 購 買 ・ 情 報 開 示 担 当
常 務 取 締 役	前 田 次 利	生 産 ・ 海 外 事 業 本 部 長
常 務 取 締 役	三 浦 尚	営 業 本 部 長
取 締 役	照 井 英 樹	品 質 保 証 本 部 長 環 境 担 当
常 勤 監 査 役	中 村 宏 明	
監 査 役	神 津 重 人	
監 査 役	寺 崎 賢 一	

なお、重要な兼職の状況については、②をご参照ください。

(注) 1. 監査役神津重人氏及び監査役寺崎賢一氏は、社外監査役であります。

なお、当社は、神津重人氏及び寺崎賢一氏を東京証券取引所に「独立役員」として届出を行っております。

2. 社外監査役神津重人氏は、会社の経営に関与されたことはありませんが、長年にわたり、公認会計士としての企業財務・会計分野での豊富な業務経験を通して財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、社外監査役寺崎賢一氏は、金融機関において長年にわたり、支店長等の要職を歴任し、豊富な業務経験を通して財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 平成27年1月31日付で常勤監査役古屋英樹氏は、辞任により退任いたしました。

なお、古屋英樹氏の辞任に伴い、補欠監査役の中村宏明氏が同日をもって常勤監査役に就任いたしました。

② 重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼 務 す る 他 の 法 人 等	兼 務 の 内 容
取締役	甲 山 文 成	Sanno Philippines Manufacturing Corporation	取締役
		Sanno Land Corporation	取締役
	鈴 木 啓 治	Sanno Philippines Manufacturing Corporation	取締役
		山王電子（無錫）有限公司	監事
	前 田 次 利	山王電子（無錫）有限公司	董事長
		Sanno Philippines Manufacturing Corporation	取締役
	三 浦 尚	Sanno Land Corporation	取締役

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5名 70,555千円

監査役 4名 22,270千円（うち社外監査役 2名 9,600千円）

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年10月30日開催の第49回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年10月30日開催の第49回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記支給額には、以下のものが含まれております。
- 役員退職慰労引当金の当事業年度増加額
- 取締役 4名 3,475千円
- 監査役 1名 700千円
4. 上記支給額には、平成27年1月31日をもって退任した監査役1名（常勤監査役）を含んでおります。
5. 上記のほか、平成26年10月29日開催の第56回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 監査役 1名 5,600千円

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役神津重人氏及び社外監査役寺崎賢一氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

⑤ 社外役員等に関する事項

イ. 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	神 津 重 人	当事業年度に開催された取締役会16回中15回、監査役会17回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、その意思決定の適法性・適正性を確保する観点から適宜必要な質問・助言を行い、監査役会においては、必要な発言・提言等を行いました。その他、経営会議等の重要な会議にも適宜出席し、業務執行状況の把握を行いました。
監 査 役	寺 崎 賢 一	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会17回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、その意思決定の適法性・適正性を確保する観点から適宜必要な質問・助言を行い、監査役会においては、必要な発言・提言等を行いました。その他、経営会議等の重要な会議にも適宜出席し、業務執行状況の把握を行いました。

(注) 上記のほか、会社法第370条に基づき、取締役会の決議があったものとみなされる書面決議を1回行いました。

ハ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選定について検討しておりましたが、前改選時期には適切な社外取締役候補者の選定に至らず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

当社は、取締役会の監督機能及びコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、会社法改正に伴い、新たな機関設計として認められた「監査等委員会設置会社」に移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を平成27年10月28日開催予定の第57回定時株主総会に上程いたします。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

イ．当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36,625千円
ロ．当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	36,625千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等の監査を受けております。
3. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、平成27年5月18日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の会社法改正及び改正会社法施行規則の改正内容に鑑み、内部統制システムの基本方針の一部改定を決議いたしました。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）についての当社取締役会における決定内容の概要は次のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及び当社子会社の取締役ならびに使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、企業倫理方針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を策定しております。
- ロ. コンプライアンス体制の徹底をはかるため、管理本部担当役員をコンプライアンス担当役員とし、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、同部を中心に取締役ならびに使用人に対し教育・研修等を行っております。
- ハ. 監査役は内部統制システムの機能と有効性を監視・検証するとともに、取締役の違法行為を是正・防止するため、取締役の職務執行に関する意思決定の適法性を監視・検証し、監査の実効性の確保に努めております。
- ニ. 内部監査室は社長直轄機関とし、コンプライアンスの状況を監査し、社長に報告するとともに、随時、監査役に対しても報告しております。
- ホ. 当社及び当社子会社における法令上疑義のある行為や不正行為等について当社及び当社子会社の使用人が直接情報提供を行う手段として、総務部主管で、社の内外にホットラインを設置し、運営しております。
- ヘ. 当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、警察、顧問弁護士等専門機関との連携に努め、全社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応しております。
- ト. 当社は、「金融商品取引法」の定めに基づく財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「金融商品取引法に基づく内部統制基本規程」を制定するとともに、当社及び当社子会社に関する内部統制システムを整備して適正な運用に努め、それを評価するための体制を構築しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る情報を、「文書保管及び廃棄に関する規程」に基づき、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、安全かつ検索性の高い状態で保存・管理しております。
- ロ. 取締役及び監査役は、「文書保管及び廃棄に関する規程」の定めに従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社及び当社子会社の業務執行に伴う様々なリスクを認識し、リスク発生を未然に防止する予防体制の強化とリスク発生時の損失極小化に向けた対応をはかるため、当社子会社を含む全社的な「リスク管理規程」を策定するとともに、管理本部担当役員の統括の下で、各リスクの所管部門において、ガイドラインの制定、教育・研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っております。
- ロ. 全社的リスク状況の監視及び全社の対応は、総務部が行っております。
- ハ. 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めております。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会において適切かつ効率的な審議及び意思決定が行われるよう、「取締役会規程」や「決裁権限規程」の改訂・整備を行うとともに、重要な日常業務の報告・意見交換を目的として設置した経営会議を通して、当社の経営方針・諸施策の迅速かつ的確な周知徹底をはかることにより経営活動の効率化と実効性を高めております。
- ロ. 各取締役の担当分野における業務執行内容を明確にし、各取締役は自己の担当に関する業務目標の達成を通じて、全社的な経営目標の達成に努めます。取締役会はその目標達成の程度につき、ITを活用して定期的にレビューの上、各取締役に改善を促し、全社的な目標の達成を効率的に実現しております。
- ハ. 「組織規程」、役員及び使用人の「業務分掌規程」、「決裁権限規程」、「稟議規程」、「関係会社規程」等を制定するとともに適宜改訂を行い、当社子会社を含めて、効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社子会社の管理は海外事業本部担当役員が担当し、「関係会社規程」を整備して、当社子会社のコンプライアンス体制、リスク管理体制を構築・推進するとともに、総務部はこれを支援しております。
- ロ. 監査役は、内部監査室及び監査法人と連携し、当社子会社の業務執行の適正確保の観点から監査を行っております。
- ハ. 適正なグループ経営を推進するため、当社及び当社子会社における情報の一元化・共有化をはかり、報告・指示・要請の伝達等が適時・的確に行われる体制を構築しております。

⑥ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ. 当社が定める関係会社管理規程において、当社子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けております。
- ロ. 当社は、月1回、当社役員及び部門長、工場長、当社子会社社長、室長が出席する経営会議を開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合に対し当該会議における報告を義務付けております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、総務部又は内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、総務部長、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

⑧ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役職務を補助すべき使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないものとしております。
- ロ. 当社は内部規程において、監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨、及び、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象になる旨を明記しております。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告することとしております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定しております。

⑩ 当社子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- イ. 当社及び当社子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行っております。
 - ロ. 当社の役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、これを発見次第、直ちに監査役または監査役会に報告を行っております。
 - ハ. 当社内部監査室、総務部等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社及び当社子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告しております。
- ニ. 当社及び当社子会社の内部監査通報制度の担当部署は、当社及び当社子会社の役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告しております。

⑪ 当社及び当社子会社の役職員にて監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 当社及び当社子会社は、監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役職員に周知徹底しております。
- ロ. 当社及び当社子会社は、「コンプライアンス相談通報窓口規程」において、当社及び当社子会社の役職員が当社監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他不利益取扱いの禁止を明記しております。

⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- イ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、相当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。
- ロ. 監査役が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、その費用を負担しております。
- ハ. 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けております。

⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役による取締役及び使用人からの個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、監査役は、代表取締役社長、取締役、監査法人及び内部監査室との間で定期的に意見交換しております。

運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は次のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況

当期（平成26年8月1日から平成27年7月31日まで）における主な会議の開催状況は、次のとおりであります。

取締役会は16回開催（開催回数のほか、会社法第370条に基づき取締役会の決議があったものとみなされる書面決議を1回）され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役が常時出席いたしました。その他、経営会議は12回開催され当社及び当社子会社の経営状況や課題などの報告を受けました。加えて、リスク・コンプライアンス委員会を3回開催し、当社各部門及び当社子会社のリスク及びコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の検討を行いました。併せて、リスク・コンプライアンス教育として労働災害に対する安全教育を全従業員、サイバー犯罪・サイバー攻撃に

に対する教育を各部門の担当者に実施いたしました。

② 監査役の職務の執行について

監査役は、当社各部門及び当社子会社の監査を行うとともに、当社の代表取締役、取締役、幹部社員、及び当社子会社の役員を対象に面談を実施いたしました。

監査役は、代表取締役、取締役、監査法人との間で、それぞれ定期的な意見交換会を実施いたしました。

監査役は、内部監査部門との間で、積極的な連携を図るため、毎月定期的な会合を実施いたしました。

③ 内部監査の実施

内部監査室は、年間の監査計画に基づき、当社全部門及び当社子会社の内部監査を実施いたしました。

④ 財務報告に係る内部統制について

当社及び当社子会社の全社統制、業務プロセス統制、IT統制、決算財務統制の整備と運用状況の評価を実施いたしました。

⑤ 反社会的勢力排除について

契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取組みを総務部を中心に継続的に実施いたしました。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年 7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)     |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産       | 7,211,360 | 流 動 負 債       | 2,690,226 |
| 現 金 及 び 預 金   | 3,713,914 | 支払手形及び買掛金     | 319,093   |
| 受取手形及び売掛金     | 2,079,034 | 短 期 借 入 金     | 1,448,650 |
| 製 品           | 112,326   | 1年内返済予定の長期借入金 | 345,127   |
| 原材料及び貯蔵品      | 1,162,186 | リ ー ス 債 務     | 102,867   |
| そ の 他         | 144,147   | 未 払 法 人 税 等   | 9,591     |
| 貸 倒 引 当 金     | △250      | 繰 延 税 金 負 債   | 9,016     |
| 固 定 資 産       | 2,603,593 | そ の 他         | 455,880   |
| 有 形 固 定 資 産   | 1,801,938 | 固 定 負 債       | 1,279,457 |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 167,270   | 長 期 借 入 金     | 633,934   |
| 機械装置及び運搬具     | 87,894    | リ ー ス 債 務     | 202,647   |
| 土 地           | 1,238,472 | 退職給付に係る負債     | 208,489   |
| リ ー ス 資 産     | 188,098   | 繰 延 税 金 負 債   | 92,903    |
| そ の 他         | 120,203   | そ の 他         | 141,481   |
| 無 形 固 定 資 産   | 27,792    | 負 債 合 計       | 3,969,683 |
| 投資その他の資産      | 773,861   | (純 資 産 の 部)   |           |
| 投 資 有 価 証 券   | 619,018   | 株 主 資 本       | 4,729,813 |
| そ の 他         | 159,280   | 資 本 金         | 962,200   |
| 貸 倒 引 当 金     | △4,437    | 資 本 剰 余 金     | 870,620   |
| 資 産 合 計       | 9,814,953 | 利 益 剰 余 金     | 3,022,097 |
|               |           | 自 己 株 式       | △125,103  |
|               |           | その他の包括利益累計額   | 1,115,455 |
|               |           | その他有価証券評価差額金  | 251,301   |
|               |           | 為替換算調整勘定      | 863,792   |
|               |           | 退職給付に係る調整累計額  | 362       |
|               |           | 純 資 産 合 計     | 5,845,269 |
|               |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 9,814,953 |

## 連結損益計算書

(平成26年 8 月 1 日から)  
(平成27年 7 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額     |           |
|-----------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                       |         | 7,524,045 |
| 売 上 原 価                     |         | 6,611,326 |
| 売 上 総 利 益                   |         | 912,719   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |         | 1,367,833 |
| 営 業 損 失                     |         | 455,114   |
| 営 業 外 収 益                   |         |           |
| 受 取 利 息                     | 31,382  |           |
| 受 取 賃 貸 料                   | 12,947  |           |
| 為 替 差 益                     | 29,992  |           |
| そ の 他                       | 29,787  | 104,110   |
| 営 業 外 費 用                   |         |           |
| 支 払 利 息                     | 45,558  |           |
| そ の 他                       | 18,446  | 64,004    |
| 経 常 損 失                     |         | 415,008   |
| 特 別 損 失                     |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 406     |           |
| 減 損 損 失                     | 997,855 |           |
| お 別 れ の 会 関 連 費 用           | 4,108   | 1,002,371 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失       |         | 1,417,379 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 31,736  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 3,163   | 34,899    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失 |         | 1,452,279 |
| 当 期 純 損 失                   |         | 1,452,279 |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成26年8月1日から）  
（平成27年7月31日まで）

（単位：千円）

|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式  | 株主資本合計     |
|-------------------------|---------|-----------|------------|----------|------------|
| 平成26年8月1日残高             | 962,200 | 870,620   | 4,474,377  | △125,103 | 6,182,093  |
| 当 期 変 動 額               |         |           |            |          |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |            |          |            |
| 当期純損失（△）                |         |           | △1,452,279 |          | △1,452,279 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |            |          |            |
| 当期変動額合計                 | －       | －         | △1,452,279 | －        | △1,452,279 |
| 平成27年7月31日残高            | 962,200 | 870,620   | 3,022,097  | △125,103 | 4,729,813  |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |             |                  |                   | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|-----------------------|-------------|------------------|-------------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金      | 為替換算調整<br>勘 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |            |
| 平成26年8月1日残高             | 120,447               | 250,155     | 515              | 371,119           | 6,553,212  |
| 当 期 変 動 額               |                       |             |                  |                   |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |                       |             |                  |                   |            |
| 当期純損失（△）                |                       |             |                  |                   | △1,452,279 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 130,853               | 613,636     | △153             | 744,336           | 744,336    |
| 当期変動額合計                 | 130,853               | 613,636     | △153             | 744,336           | △707,943   |
| 平成27年7月31日残高            | 251,301               | 863,792     | 362              | 1,115,455         | 5,845,269  |

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 7 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)               |           |
| 流 動 資 産         | 4,239,690 | 流 動 負 債                 | 2,196,933 |
| 現金及び預金          | 1,714,928 | 支 払 手 形                 | 108,798   |
| 受 取 手 形         | 185,965   | 買 掛 金                   | 31,496    |
| 売 掛 金           | 1,267,065 | 短 期 借 入 金               | 1,350,000 |
| 製 品             | 62,080    | 1年内返済予定の長期借入金           | 338,773   |
| 原材料及び貯蔵品        | 636,956   | リ ー ス 債 務               | 79,135    |
| 前 払 費 用         | 50,061    | 未 払 金                   | 107,375   |
| 短 期 貸 付 金       | 310,050   | 未 払 費 用                 | 96,455    |
| そ の 他           | 12,833    | 未 払 法 人 税 等             | 9,591     |
| 貸 倒 引 当 金       | △250      | 預 り 金                   | 23,913    |
| 固 定 資 産         | 5,016,942 | 前 受 収 益                 | 1,586     |
| 有 形 固 定 資 産     | 1,537,925 | そ の 他                   | 49,808    |
| 建 物             | 57,191    | 固 定 負 債                 | 1,213,467 |
| 構 築 物           | 2,207     | 長 期 借 入 金               | 626,744   |
| 機 械 及 び 装 置     | 39,680    | リ ー ス 債 務               | 157,700   |
| 車 両 運 搬 具       | 85        | 繰 延 税 金 負 債             | 92,903    |
| 工具、器具及び備品       | 9,651     | 退 職 給 付 引 当 金           | 196,015   |
| 土 地             | 1,238,472 | 資 産 除 去 債 務             | 27,214    |
| リ ー ス 資 産       | 188,098   | そ の 他                   | 112,890   |
| 建 設 仮 勘 定       | 2,539     | 負 債 合 計                 | 3,410,401 |
| 無 形 固 定 資 産     | 23,433    | (純 資 産 の 部)             |           |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 5,645     | 株 主 資 本                 | 5,594,930 |
| そ の 他           | 17,787    | 資 本 金                   | 962,200   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 3,455,583 | 資 本 剰 余 金               | 870,620   |
| 投 資 有 価 証 券     | 515,027   | 資 本 準 備 金               | 870,620   |
| 関 係 会 社 株 式     | 1,959,829 | 利 益 剰 余 金               | 3,887,214 |
| 出 資 金           | 850       | 利 益 準 備 金               | 28,178    |
| 関 係 会 社 出 資 金   | 844,700   | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 3,859,035 |
| 従業員に対する長期貸付金    | 4,731     | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 3,859,035 |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 4,337     | 自 己 株 式                 | △125,103  |
| 長 期 前 払 費 用     | 140       | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 251,301   |
| 保 険 積 立 金       | 124,347   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 251,301   |
| そ の 他           | 6,056     | 純 資 産 合 計               | 5,846,231 |
| 貸 倒 引 当 金       | △4,437    | 負 債 純 資 産 合 計           | 9,256,633 |
| 資 産 合 計         | 9,256,633 |                         |           |

# 損 益 計 算 書

(平成26年 8 月 1 日から)  
(平成27年 7 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 4,325,314 |
| 売 上 原 価               | 3,692,339 |
| 売 上 総 利 益             | 632,975   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 985,555   |
| 営 業 損 失               | 352,580   |
| 営 業 外 収 益             |           |
| 受 取 利 息               | 4,704     |
| 受 取 配 当 金             | 6,185     |
| 技 術 指 導 料             | 110,003   |
| 為 替 差 益               | 22,556    |
| 受 取 賃 貸 料             | 12,947    |
| そ の 他                 | 17,046    |
| 営 業 外 費 用             |           |
| 支 払 利 息               | 35,362    |
| そ の 他                 | 13,224    |
| 経 常 損 失               | 227,722   |
| 特 別 利 益               |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 760       |
| 特 別 損 失               |           |
| 減 損 損 失               | 4,149     |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損   | 1,070,081 |
| お 別 れ の 会 関 連 費 用     | 4,108     |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       | 1,305,302 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 13,698    |
| 当 期 純 損 失             | 1,319,000 |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年8月1日から)  
(平成27年7月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |         |           |            |             |          |            |
|--------------------------|---------|---------|-----------|------------|-------------|----------|------------|
|                          | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利 益 剰 余 金 |            |             | 自己株式     | 株 主 資 本 計  |
|                          |         | 資本準備金   | 利益準備金     | その他利益剰余金   | 利益剰余金計<br>合 |          |            |
|                          |         |         |           | 繰越利益剰余金    |             |          |            |
| 平成26年8月1日残高              | 962,200 | 870,620 | 28,178    | 5,178,036  | 5,206,215   | △125,103 | 6,913,931  |
| 当 期 変 動 額                |         |         |           |            |             |          |            |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |         |           |            |             |          |            |
| 当期純損失 (△)                |         |         |           | △1,319,000 | △1,319,000  |          | △1,319,000 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |         |           |            |             |          |            |
| 当 期 変 動 額 合 計            | －       | －       | －         | △1,319,000 | △1,319,000  | －        | △1,319,000 |
| 平成27年7月31日残高             | 962,200 | 870,620 | 28,178    | 3,859,035  | 3,887,214   | △125,103 | 5,594,930  |

|                          | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            | 純 資 産 合 計  |
|--------------------------|----------------------------|------------|
|                          | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 |            |
| 平成26年8月1日残高              | 120,447                    | 7,034,379  |
| 当 期 変 動 額                |                            |            |
| 剰 余 金 の 配 当              |                            |            |
| 当期純損失 (△)                |                            | △1,319,000 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | 130,853                    | 130,853    |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 130,853                    | △1,188,147 |
| 平成27年7月31日残高             | 251,301                    | 5,846,231  |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年 9 月18日

株式会社山王

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |           |
|--------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 井 上 智 由 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 木 下 洋 ㊞   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山王の平成26年8月1日から平成27年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山王及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年 9 月18日

株式会社山王

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

井 上 智 由 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

木 下 洋 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山王の平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人有限責任あずさ監査法人が独立の立場を保持し且つ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、同会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、同会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、取締役に於いては、当社を取り巻く国内外の大きな経営環境変化に迅速的確に対応するためにも、たゆみない内部統制システムの整備と運用が必要不可欠であることを要望しておきたいと考えます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年9月25日

株式会社山王 監査役会

|       |      |   |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 中村宏明 | ㊟ |
| 社外監査役 | 神津重人 | ㊟ |
| 社外監査役 | 寺崎賢一 | ㊟ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

1. 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結すること等を可能とするため、定款第30条（取締役の責任免除）を新設するものであります。なお、定款第30条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

このほか、資本政策及び配当政策を機動的に行うことを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第37条（剰余金の配当等の決定機関）として新設するとともに、これに伴い、同条の一部と内容が重複することになる現行定款第7条（自己の株式の取得）及び第47条（中間配当金）を削除するものであります。

その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更箇所を示します。）

| 現行定款                           | 変更案                            |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 第1章 総則                         | 第1章 総則                         |
| 第1条～第3条（条文省略）                  | 第1条～第3条（現行どおり）                 |
| （機関）                           | （機関）                           |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| （1）取締役会                        | （1）取締役会                        |
| （2）監査役                         | （2）監査等委員会                      |
| （3）監査役会                        | （削除）                           |
| （4）会計監査人                       | （3）会計監査人                       |
| 第5条（条文省略）                      | 第5条（現行どおり）                     |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株式</p> <p>第6条（条文省略）</p> <p><u>（自己の株式の取得）</u></p> <p><u>第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条（条文省略）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第19条 当会社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（選任方法）</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2（条文省略）</p> <p>3（条文省略）</p> <p>（任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員により、また任期の終了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の存在する取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> | <p>第2章 株式</p> <p>第6条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>第7条～第10条（現行どおり）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。</p> <p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任方法）</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2（現行どおり）</p> <p>3（現行どおり）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（削除）</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第22条～第23条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>（取締役会の決議方法）</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>第26条（条文省略）</p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第28条（条文省略）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（新設）</p> | <p>第21条～第22条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>（取締役会の決議方法）</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>第25条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第27条（現行どおり）</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>（重要な業務執行の決定の委任）</u></p> <p>第29条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役委任することができる。</p> |

| 現行定款                                                                      | 変更案                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                      | <u>(取締役の責任免除)</u>                                                                                                                 |
|                                                                           | <u>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>                            |
|                                                                           | <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> |
| <u>第5章 監査役および監査役会</u>                                                     | (削除)                                                                                                                              |
| <u>(員数)</u>                                                               | (削除)                                                                                                                              |
| <u>第30条 当社の監査役は、4名以内とする。</u>                                              |                                                                                                                                   |
| <u>(選任方法)</u>                                                             | (削除)                                                                                                                              |
| <u>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</u>                                            |                                                                                                                                   |
| <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> |                                                                                                                                   |
| <u>(任期)</u>                                                               | (削除)                                                                                                                              |
| <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>         |                                                                                                                                   |
| <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>          |                                                                                                                                   |
| <u>(報酬等)</u>                                                              | (削除)                                                                                                                              |
| <u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>                                      |                                                                                                                                   |
| <u>(常勤の監査役)</u>                                                           | (削除)                                                                                                                              |
| <u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>                                    |                                                                                                                                   |

| 現行定款                                                                                                                                                                      | 変更案  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                     | (削除) |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>                                        | (削除) |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                   | (削除) |
| <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第39条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額とする。</u></p>                 | (削除) |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(補欠監査役)</u></p> <p><u>第40条 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>2 補欠監査役の選任決議の定足数は、定款第31条第2項の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、補欠監査役として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p> <p><u>4 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p><u>第41条 当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>第42条～第43条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て、決定する。</p> | <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(削除)</p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て、決定する。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第48条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> | <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年1月31日とする。</p> <p>3 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 期末配当および中間配当が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1         | こう やま ふみ なり<br>甲 山 文 成<br>(昭和21年10月4日) | 昭和45年4月 当社入社<br>平成5年10月 当社取締役総務本部長<br>平成13年5月 当社取締役総務部長<br>平成20年10月 当社常務取締役（経理・経営企画・情報開示・購買担当）<br>平成22年9月 当社代表取締役社長（ＩＲ・品質・環境・経営企画担当）<br>平成22年10月 当社代表取締役社長（ＩＲ・品質・環境担当）<br>平成24年7月 当社代表取締役社長（ＩＲ・品質・環境・新規開発担当）<br>平成25年10月 当社代表取締役社長（ＩＲ・品質・環境・技術・新規開発担当）<br>平成26年10月 当社代表取締役社長品質保証本部長（ＩＲ・環境・事業開発担当）<br>平成27年2月 当社代表取締役社長（ＩＲ・事業開発担当）（現任）<br><br>(重要な兼任)<br>Sanno Philippines Manufacturing Corporation<br>取締役<br>Sanno Land Corporation 取締役 | 50,000株    |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )      | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2          | 鈴木 啓 治<br>(昭和31年2月17日)  | <p>平成16年11月 当社入社</p> <p>平成21年10月 当社取締役経理部長</p> <p>平成23年5月 当社取締役経理部長兼経営企画部長（情報開示担当）</p> <p>平成25年10月 当社取締役経理部長兼経営企画部長（総務・購買・情報開示担当）</p> <p>平成26年10月 当社専務取締役管理本部長（購買・情報開示担当）（現任）</p> <p>（重要な兼任）</p> <p>Sanno Philippines Manufacturing Corporation<br/>取締役<br/>山王電子（無錫）有限公司 監事</p>                                                                                                           | 一株         |
| 3          | 前 田 次 利<br>(昭和29年4月10日) | <p>平成元年11月 当社入社</p> <p>平成8年5月 当社営業部次長</p> <p>平成15年12月 山王電子（無錫）有限公司総経理</p> <p>平成20年4月 当社営業部長</p> <p>平成20年10月 当社取締役営業部長</p> <p>平成22年10月 当社取締役国内営業部長兼海外営業部長</p> <p>平成23年5月 当社取締役（海外担当）</p> <p>平成25年10月 当社取締役（生産・海外担当）</p> <p>平成26年10月 当社常務取締役海外事業本部長</p> <p>平成27年2月 当社常務取締役生産・海外事業本部長（現任）</p> <p>（重要な兼任）</p> <p>山王電子（無錫）有限公司 董事長<br/>Sanno Philippines Manufacturing Corporation<br/>取締役</p> | 5,100株     |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                     | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4          | み うら ひさし<br>三 浦 尚<br>(昭和30年3月30日)      | 平成20年1月 当社入社 総務部長<br>平成20年10月 当社経営企画部長<br>平成22年10月 当社取締役経営企画部長(情報開示担当)<br>平成23年5月 当社取締役営業部長兼新規開発プロジェクト部長<br>平成24年7月 当社取締役営業部長<br>平成26年10月 当社常務取締役営業本部長(現任)<br><br>(重要な兼任)<br>Sanno Land Corporation 取締役 | 一株         |
| 5          | てる い ひで き<br>照 井 英 樹<br>(昭和33年3月30日)   | 平成26年8月 当社入社 技術顧問<br>平成26年10月 当社取締役生産本部長<br>平成27年2月 当社取締役品質保証本部長(環境担当)(現任)                                                                                                                              | 一株         |
| ※<br>6     | あら まき たく や<br>荒 巻 拓 也<br>(昭和55年10月26日) | 平成15年4月 当社入社 営業部<br>平成21年4月 当社営業部営業二課課長<br>平成22年1月 当社海外営業部海外営業課課長<br>平成23年11月 当社営業部営業一課課長<br>平成27年2月 当社営業部次長(現任)                                                                                        | 153,000株   |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1         | なか むら ひろ あき<br>中 村 宏 明<br>(昭和21年7月12日)  | 昭和44年4月 株式会社横浜高島屋 入社<br>昭和56年5月 株式会社高島屋 入社(転籍)<br>昭和59年3月 同社 本社監査役付次長<br>平成4年3月 同社 本社総務部法務担当部長<br>平成9年3月 同社 本社業務監査室担当部長<br>平成15年3月 株式会社高島屋友の会常勤監査役<br><br>平成18年11月 当社 入社 法務担当<br>平成20年4月 当社 法務課長<br>平成27年1月 当社 常勤監査役(現任)                                                       | 1,000株     |
| 2         | こう ず しげ と<br>神 津 重 人<br>(昭和23年1月12日)    | 昭和46年4月 シェル石油株式会社(現 昭和シェル石油株式会社) 入社<br>昭和50年9月 同社 退社<br>昭和51年10月 公認会計士第2次試験合格<br>昭和51年11月 新和監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 入社<br><br>昭和56年7月 公認会計士第3次試験合格<br>平成13年6月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 代表社員<br>平成24年10月 当社 監査役(現任)                                                                  | 一株         |
| 3         | てら さき けん いち<br>寺 崎 賢 一<br>(昭和25年12月15日) | 昭和48年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行<br>平成4年5月 同行 芝浦支店長、水道橋支店長、五反田支店長、堀留支店長を歴任<br><br>平成13年1月 同行 審査第一部長<br>平成14年11月 KDDI株式会社 入社<br>同社 国内営業本部、東京支社長、副本部長を歴任<br><br>平成16年4月 同社 総務本部総務部長<br>平成18年4月 同社 コンテンツ・メディア本部 金融ビジネス部長<br>平成20年6月 株式会社じぶん銀行 代表取締役副社長<br>平成25年10月 当社 監査役(現任) | 一株         |

(注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 神津重人及び寺崎賢一の各氏は、社外取締役候補者であります。社外取締役候補者とした理由は以下のとおりです。

(1) 神津重人氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり、公認会計士としての企業財務・会計分野での豊富な業務経験を通して財務及び会計に関する相当程度の知見を当社の経営に反映していただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、神津重人氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。当社は、神津重人氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて神津重人氏を独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております。

(2) 寺崎賢一氏は、長年にわたり、金融機関における支店長等の要職を歴任し、豊富な業務経験を通して財務及び会計に関する相当程度の知見を当社の経営に反映していただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、寺崎賢一氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。当社は、寺崎賢一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて寺崎賢一氏を独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております。

(3) 当社と神津重人及び寺崎賢一の各氏は、現行定款第39条に基づき社外監査役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額（最低責任限度額）としております。第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、当社は、中村宏明氏、神津重人氏及び寺崎賢一氏の各氏との間で、当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。契約内容の概要は、次のとおりであります。

①取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによつて、当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する額を限度としてその責任を負う。

②上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| さ とう かづ ひろ<br>佐 藤 克 洋<br>(昭和24年1月13日) | 昭和50年10月 司法試験合格<br>昭和53年4月 弁護士登録<br>(横浜弁護士会所属) (現在)<br>昭和55年4月 法律事務所開設 (現在)<br>平成7年度 横浜弁護士会副会長<br>平成17年2月 当社顧問弁護士<br>平成20年9月 当社顧問弁護士辞任<br>平成20年10月 当社 社外監査役<br>平成24年10月 当社 社外監査役 退任<br>平成24年11月 当社顧問弁護士<br>現在に至る | 一株         |

(注) 1. 候補者と当社との間の特別の利害関係はありません。

2. 佐藤克洋氏は補欠の社外取締役候補者であります。

補欠の社外取締役候補者とした理由は以下のとおりです。

(1) 佐藤克洋氏につきましては、平成20年10月より平成24年10月まで当社社外監査役としての職務を適切に遂行していただきました。同氏は過去において直接会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての企業法務に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、補欠の監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、佐藤克洋氏は、当社との間で平成24年11月1日より顧問弁護士契約を締結しており、当社から顧問料の支払いを受けておりますが、監査等委員である取締役に就任した場合は、当社との顧問弁護士契約を解消する予定であります。

- (2) 佐藤克洋氏が監査等委員である取締役就任した場合、就任後に同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ①取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって、当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する額を限度としてその責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

**第5号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年10月30日開催の第49回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただき、今日に至っております。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬等の額を年額300,000千円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものです。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の員数は6名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものです。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

会場：横浜市港北区新横浜三丁目18番1号  
新横浜国際ホテル南館2階「クリスティ」  
TEL 045-473-1311（代表）



### 交通のご案内

J R新横浜駅北口出口より徒歩3分  
横浜市営地下鉄 新横浜駅7番出口より徒歩1分

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、  
お車でのご来場はご遠慮願います。